

令和8年度教員免許特例法による「介護等体験」実施要項

1 目的

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年6月18日 法律第90号、以下「法」という）の施行により、小学校及び中学校の教諭の普通免許取得希望者に対し、社会福祉施設（保育所等一部の施設を除く）において介護などの体験が義務付けられたことに伴い、社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が熊本県内の社会福祉施設（以下「施設」という）における受入調整を円滑に行うことを目的として本要項を定める。

2 関係法令等

- (1) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年6月18日 法律第90号）
- (2) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（平成9年11月26日 文部省令第40号）
- (3) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（平成9年11月26日 文部省事務次官通達）
- (4) 「文部省告示第187号」（平成9年11月26日）
- (5) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律の施行について（依頼）」（平成9年12月3日 文部省教育助成局教職員課長通知）
- (6) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（平成9年12月18日 厚生省社会・援護局長通知）

施行及び適用

平成10年4月1日から施行、平成10年度の大学入学者から適用。

3 対象者

大学生で、将来小学校、中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者（一部を除く）。

※一部とは、介護等に関する専門的知識（看護師等）を持っている者や身体障がいがあり、体験を行うことが困難な者。

4 介護等体験実施施設

熊本県内社会福祉施設（保育所等一部の施設を除く）

5 介護等体験の内容

「介護等体験」は、学生の希望や施設の事情に応じ、以下に例示する内容とする。

- (1) 高齢者、障がい者及び児童に対する介護、介助
- (2) 高齢者、障がい者及び児童の話し相手
- (3) 散歩の付き添いなどの交流等の体験
- (4) レクリエーションや運動会等の行事等への参加
- (5) 掃除や洗濯等受入れる施設の職員に必要とされる業務の補助

6 介護等体験の期間

【期間】令和8年7月13日（月）～令和9年2月26日（金）

7 介護等体験申込

介護等体験の申込は、介護等体験システム（以下「システム」という）から行うこととし、別紙「[介護等体験申込方法について](#)」のとおりとする。

なお、大学から県社協への申込期間は、[令和8年4月13日（月）～令和8年5月20日（水）](#)とする。

8 熊本県社協の主な業務

(1) 施設へ受入調査・調整作業・受入依頼

- ① 県内の施設に対し、システムの URL を記載したメールを送信し、受入調査を行う。
- ② 施設への受入調査及び学生の申込が完了次第、調整作業を行う。
- ③ 調整作業完了後、施設に対して受入依頼を行う。
- ④ 体験施設及び日程を決定後、施設に体験受入決定通知を送信する。

(2) 大学へ介護等体験の申込案内

- ① 県社協から大学に、体験申込の案内を行う。
- ② 体験施設及び日程を決定後、大学に体験受入決定通知を送信する。

9 社会福祉施設の主な業務

(1) 介護等体験受入調査及び受入依頼への回答

県社協から受入調査に関するメールが届き次第、システムから受入可能人数及び受入条件等について回答する。（詳細はシステム又は HP にて掲載の「介護等体験システム基本操作説明書」を参照）

県社協から正式な受入依頼があった場合、受入の可否について回答を行う。（受入可の回答をもって、受入決定とする）

(2) 介護等体験の実施

希望する学生に対し、「介護等体験」を実施する。介護等体験は 1 施設に対し、月曜日から金曜日の「原則連続 5 日間」が基本形（施設によっては異なる場合もある）であり、1 日 5～6 時間程度（施設が指定した時間帯に準ずる）とする。体験形態としては、主に日中の通所による体験とする。（児童福祉施設は宿泊体験の可能性あり）

(3) 介護等体験証明書の発行

介護等体験を終了したことを証明するため、学生が持参する介護等体験証明書に施設長名を記入し、公印を押印のうえ、学生に原本を返却することとする。また最終日に介護等体験証明書を渡せない場合は、施設と学生で、返却方法（後日手渡しや郵送等）を決める。

(4) 介護等体験費用請求について

受入終了後、[体験終了後 2 週間以内](#)に速やかに体験終了報告並びに経費（学生 1 人につき 1 日 1,000 円）の請求を県社協へ行う。（終了を記載した介護等体験者名簿を添付）

10 大学の主な業務

(1) 学生へ体験申込案内の通知

県社協から体験申込に関するメールが届き次第、学生へ体験申込案内の通知を行う。

(2) 県社協へ体験申込総括の送信

システムの「申込一覧照会」にて学生の申込みを確認のうえ、[令和 8 年 5 月 29 日（金）](#)

までに申込総括メールの送信を行う。

(3) 県社協へ介護等体験証明書の写しを送付

大学は、学生が体験終了後に施設より受領した介護等体験証明書を回収し、その写しを作成のうえ、前期（7月～10月）および後期（11月～2月）ごとに取りまとめ、各期終了後速やかに県社協へ送付する。

(4) 介護等体験費用の支払いについて

介護等体験費用は参加申込と同時に本会指定口座に振込を行う。

なお、決定通知後に学生の都合による取消については、いかなる理由においても返金しないものとする。

11 介護等体験の辞退並びに日程変更等について

大学は学生に対して、施設が決定した後の変更や辞退、欠席などのないよう十分に指導する。また、学生や施設の特別な事情による取り消し、辞退並びに日程変更の際は、施設と学生・大学にて十分協議し、学生都合の場合は大学から介護等体験・辞退変更届（様式 1-1）を、施設都合の場合は施設から介護等体験・辞退変更届（様式 1-2）を速やかに県社協へ届けるものとする。

12 介護等体験経費等

(1) 施設での介護等体験に要する費用は、あらかじめ大学において学生から徴収し、大学から県社協の指定口座に一括で振込むものとする。※振込手数料は、申込大学の負担とする。

(2) 県社協に支払う介護等体験に要する費用は、調整費用を含め、学生1人につき1日1,700円（5日間8,500円）とする。

このうち、施設への体験費用を1日1,000円（5日間5,000円）とする。

(3) 施設決定後に辞退した場合は、いかなる場合においても返金はしないものとする。※介護等体験受入決定通知をもって施設決定とする。

(4) 学生が数日体験し辞退した場合は、体験日数分を当該施設へ送金するものとする。※学生都合で体験日に早退し、改めて別日に体験する場合は、体験費用を追加するものとする。

13 介護等体験に伴う事故への対応

(1) 保険の対応

「介護等体験」に伴い想定される事故等に対応した保険については、派遣元である大学において対応する。

(2) 介護等体験中に事故が発生した場合は、けがの治療等を最優先とし、学生は速やかに大学に連絡をする。事故への対応については、大学と受入施設との間で十分に協議の上行い、事態が収束した後、大学は「介護等体験事故報告書」を県社協へ提出する。

なお、本要綱における事故とは、介護等体験中に学生が利用者に怪我をさせた場合、施設の設備や備品を破損した場合、または学生自身がけがをした場合等を指す。

(3) 健康管理等

ア 学生は、「介護等体験」申込みにあたり、利用者等の健康管理のため、当該年度の健康診断書の写しを事前に受入施設へ提出すること。なお、受入施設によっては腸内細菌検査結果報告書の提出を求める場合もある。

また、感染症対策として、体験開始の2週間前から検温を行うとともに、日常の行動等につ

いても十分に気をつけること。

イ 福祉施設利用者のプライバシーや感染症への対応については、大学等や施設で実施するオリエンテーション時に十分な指導を行うこと。

14 個人情報の取り扱いについて

関係書類に記載された個人情報は、本体験の運営管理の目的にのみ利用する。